

畜産振興事業実施上の注意事項  
(令和6年度)

地方競馬全国協会

# 令和6年度 畜産振興事業実施上の注意事項

## I 総括的事項

### 1 補助金交付の条件

ア 補助金の交付決定後生じた天災地変等やむを得ない理由により、補助事業が当該年度3月31日までに完了する見込みがない場合には、必ず当該年度2月28日までに完了期日の延期承認申請書(延期の理由及び遂行状況を具体的に記載すること。)を地方競馬全国協会(以下「協会」という。)に提出するものとする。

イ 補助事業を中止、又は廃止したときは、15日以内(当該年度3月31日までを期限とする。)にその理由を付した書類をもって協会に報告するものとする。

ウ 家畜導入事業により取得した家畜を疾病等により廃用処分(切迫と殺を含む。)する場合、原則として代替家畜を補填するものについて承認するものとする。

### 2 報告の徴収

財産処分の制限により指定した財産の全部または一部が、天災地変その他やむを得ない事由により滅失したときは、原因となる事由が発生した日から1か月以内にその理由を付した書類をもって協会に報告するものとする。

### 3 団体の代表者又は所在地の変更

補助事業の選定の申請をする者及び事業実施主体の代表者又は所在地に変更があった場合には、直ちに協会に届け出るものとする。

### 4 補助金に含まれる消費税及び地方消費税額相当分返還の取扱い

要綱第13条第4項の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告書(要綱別紙様式第8号)は、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した日から起算して2か月を経過した日までに提出しなければならない。また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合にあっても、その状況等について、第14条の確定の通知のあった日の翌年6月30日までに提出しなければならない。

## II 添付書類等

### 1 全事業に共通するもの

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>(ア) 当該補助事業の仕組みが明らかとなるチャート図</p> <p>(イ) 補助事業の選定の申請をする者の消費税及び地方消費税の納税対応状況を明らかにした書類</p> <p>(ウ) 当該補助事業に係る担当者名簿</p> <p>(エ) 当該補助事業年度において技術料を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る技術料調書〔計画〕、給与規程、就業規則</p> <p>(オ) 当該補助事業年度において旅費を補助の対象とする事業にあつては、当該補助事業に係る旅費規程</p> <p>(カ) 備品(単価 10,000 円以上のもの)の見積書及びカタログ</p> <p>(キ) 補助事業により作成予定の物品(単価 10,000 円以上のもの)の内容が分かる書類</p> <p>(ク) 事業実施にあたり作成した実施要領</p> <p>(ケ) 事業の一部を委託する場合にあつては、委託事業の内容が明らかとなる書類(委託要領、委託事業の実実施計画書、委託費の積算根拠、委託先一覧等)</p> <p>(コ) 事業の一部を間接補助にて実施する場合にあつては、間接補助事業の内容が明らかとなる書類(間接補助実施要領、補助事業の実実施計画書、補助金の積算根拠、補助先一覧等)</p>	<p>(ア) 補助事業選定申請書又は変更承認申請書の添付書類で、その後変更したもの</p> <p>(イ) 完了報告書の提出にあつて、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を補助金額から減額して報告する場合には、その積算の内訳等が明らかとなる書類</p> <p>(ウ) 当該補助事業年度において技術料を補助の対象とした事業にあつては、該当者の従事日数等が明らかとなる技術料調書〔実績〕</p> <p>(エ) 会議、研修会、現地指導、調査、講習会、交流会、イベント及びシンポジウム等の開催状況が明らかとなる概要(日時・場所・人数等が分かるもの)</p> <p>(オ) 補助事業により取得し</p>	<p>(ア) 補助事業関係往復文書 (差し替えた場合は、差し替え後のもの)</p> <p>(イ) 補助事業に関する収入・支出関係書類 (元帳、伝票、財務諸表、金銭出納簿、預金通帳等、請求書、領収書等)</p> <p>(ウ) 補助事業に関する総会及び役員会の議事録</p> <p>(エ) 補助事業及び補助事業に関連する事業の運営状況が明らかとなる書類(事業報告書、決算報告書等)</p> <p>(オ) 出張命令簿、復命書、旅費の領収書</p> <p>(カ) アルバイトの出役簿及び領収書</p> <p>(キ) 備品及び物品の納品書、請求書、領収書及び備品台帳</p> <p>(ク) 会議、研修会及び講習会等の開催実績が明らかとなる書類、会議出席者名簿</p> <p>(ケ) 補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産の運営管理の実績、運営管理を他に委託した場合は、それに加えてその委託契約書(指示権</p>	<p>要綱第 13 条第 2 項の規定による「畜産振興事業個別評価結果等報告書」の提出にあたり添付した書類については、保管しておくこと。</p>

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>(サ) 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号(ただし、特定非営利活動法人は除く。)、第3号から第5号に掲げる団体にあつては、定款(寄附行為を含む。)、最新の決算報告書並びに事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>(シ) 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第2号に掲げる団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>(ス) 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第1号の特定非営利活動法人及び第7号に掲げる団体にあつては、定款(規約及び寄附行為を含む。)、最新の決算報告書並びに事業計画書、収支予算書、役員名簿、会員名簿、出資賦課状況を明らかにした書類、都道府県の区域内を事業地区とする団体にあつては、補助事業の選定の申請をする者の所在地、補助事業の実施場所、補助事業の範囲、受益区域を明らかにした地図</p> <p>(セ) 畜産振興事業補助実施要綱第2条第3項第6号に掲げる団体にあつては、上記(ア)～(ケ)に記載した書類(又はそれらに準ずる書類)のうち、協会が必要と認めたもの。</p>	<p>た備品(単価 10,000 円以上のもの)の領収書(未払い分については請求書)の写し及びカラー写真</p> <p>(カ) 補助事業により作成した物品(単価 10,000 円以上のもの)の領収書(未払い分については請求書)の写し及びカラー写真</p> <p>(キ) 事業の一部を委託して実施した場合にあつては、委託契約書の写し、委託事業の実績報告書の写し、委託先一覧、委託事業に係る成果物等</p> <p>(ク) 事業の一部を間接補助にて実施した場合にあつては、間接補助事業の実績報告書、補助先一覧、間接補助事業に係る成果物等</p> <p>(ケ) 補助事業により作成した成果物及び配布先一覧</p>	<p>を有するもの)</p> <p>(コ) 事業の一部を委託して実施した場合、委託事業関係往復文書、受託者側の支出を証する書類(領収書等)の写し、受託者の定款、役員名簿、事業報告書、決算報告書及び収支予算書等、又は上記に相当する書類</p> <p>(サ) 事業の一部を間接補助にて実施した場合、間接補助事業関係文書(補助先との往復文書等)、間接補助事業に関する収入・支出関係書類</p> <p>(シ) 都道府県又は市町村の補助を受けて実施する事業にあつては、補助金交付決定通知書及び確定通知書</p> <p>(ス) 消費税及び地方消費税納税義務者にあつては、消費税及び地方消費税の納税等が明らかとなる書類(消費税及び地方消費税に係る申告書及びその積算の内訳等が明らかとなる書類)</p> <p>(セ) 技術料を補助の対象とした場合には、従事日数の算出根拠を対外的に説明できる書類(出勤簿等)及び給与台帳</p> <p>(ソ) その他完了報告の裏付けに必要な書類</p>	

2 施設設置に共通するもの

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県以外の都道府県で補助事業を実施しようとする場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類の写し</p> <p>(イ) 建物、構築物、機械器具及び設備の配置図 (配置図は、既設のもの又は補助申請施設と同時に設置予定のもの若しくは今後設置予定のものすべてについて記載するものとし、それぞれの距離等が明らかになるように作成すること。)(機械器具は据付工事の伴うもののみとする。)</p> <p>(ウ) 建物及び構築物の平面図及び立面図並びに経費見積書 (建物の平面図及び立面図は、原則として建築士が作成したものとし、平面図は部屋割を明らかにして、それぞれの広さが積算できるもの、立面図は庇等の長さが明らかなもの。 構築物の平面図及び立面図は、大きさ、長さ、深さ等が明らかなもので作成者の氏名のあるもの。) (見積書は、主要工事の経費(仮設工事〇〇円、基礎工事〇〇円等)のみ記載し、直営で施工する部分がある場合及び</p>	<p>(ア) 建物、構築物、機械器具及び設備の完成後の配置図</p> <p>(イ) 建物及び構築物の完成後の平面図及び立面図</p> <p>(ウ) 領収書(未払分については請求書)の写し</p> <p>(エ) 完成後の概観及び構造の概況が明らかとなるカラー写真(写真は原則として1棟、1基又は1台ごとにその設置状況が明らかとなるもの)</p> <p>[(ア)、(イ)については、選定申請書に添付したものと同一の場合は、完了報告書の8の当該欄に、「申請書に添付した図面と同じ」と明記し、添付を省略してもさしつかえない。]</p>	<p>(ア) 事業実施主体の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県以外で補助事業を実施した場合は、当該都道府県知事の了解を得たことが明らかとなる書類</p> <p>(イ) 土地の権利書又は借受契約書</p> <p>(ウ) 工事の請負契約書、設計書(図面を含む。)、仕様書、出来高明細書、着工届、竣工届、請求書及び領収書</p> <p>(エ) 直営施工にあつては、実施設計書、仕様書、設計図、現場主任等の選任に係る書類、資材の納品書、請求書、領収書、現場雇用労働者の出役簿、作業日誌、賃金台帳及び領収書</p> <p>(オ) 機械器具又は設備の請書、納品書、請求書及び領収書</p> <p>(カ) 固定資産台帳(備品台帳を含む。)</p> <p>(キ) 施設の運営管理規程</p> <p>(ク) 施設等の利用実績</p> <p>(ケ) 施設を利用させる場合に</p>	<p>(ア) 直営施工においては、事業実施主体は、実施設計書、仕様書及び設計図に基づき、直接、材料の購入、現場雇用労働者の雇用等を行い、所定の期間内に事業を施工するとともに、現場主任等を選任し、現場の事務の一切の処理に当たらせることにより、工事の適正な実施を図るものとする。選任された現場主任等は、適正な工事の実施を図るため、工事材料の検収、受払、現場雇用労働者の出役の確認等を行うほか、主要工事及び埋設又は隠ぺいにより工事完了後には明示できない部分の現場写真の撮影、工事日誌の記録等により工事の実施状況を明確にするものとし、併せて、工事期間中の事故防止等について、細心の注意を払うものとする。</p> <p>(イ) 原則として、古材等を使用する場合にあつては、補助の対象としない。</p> <p>(ウ) 申請書の添付書類のうちふん尿処理又は汚水浄化処理に関するものは次のとおりとする。</p>

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>古材等を使用する場合はその旨を明記し、見積月日及び見積者の氏名のあるもの。)</p> <p>(エ) 機械器具及び設備の見積書、カタログ又は設計図 (見積書は、見積月日及び見積者の氏名のあるもの)</p> <p>(オ) 土地確保を証する書類</p> <p>(カ) 家畜のふん尿処理を伴う施設を設置する事業にあつては、</p> <p>(a) 補助事業の実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し</p> <p>(b) ふん尿を農家等との契約により土地還元する場合は、契約書の写し</p> <p>(c) 浄化処理の場合は、浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類</p> <p>(d) 乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類</p> <p>(キ) 汚水浄化施設を設置する事業にあつては、</p> <p>(a) 補助事業の実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書の写し</p> <p>(b) 余剰汚泥等を農家等との契約により土</p>		<p>つては、利用規程・利用契約書</p> <p>(コ) 保存登記書 (表示登記書でも可)</p> <p>(サ) ふん尿処理又は汚水浄化処理に関する次の書類</p> <p>(a) 事業実施場所を所轄する市町村長又は付近住民で組織する団体等の施設設置に関する同意書</p> <p>(b) ふん尿又は余剰汚泥等を農家等との契約により土地還元する場合は契約書</p> <p>(c) 土地還元に係る契約書(還元先農家側とのもの)及び実績が明らかとなる書類</p> <p>(d) 浄化処理又は乾燥(焼却)処理に係る関係住民との契約書(若しくは市町村の無公害証明書)及び終末処理結果がわかる資料</p>	<p>(a) 浄化処理 浄化施設の能力とは、1日の汚水流量を基にした各処理段階(貯溜槽、曝気槽、希釈槽、脱水槽等。薬品を使用する場合にはその品名、投入量を記載)における容量及び大きさ並びに各処理段階の排水点におけるBOD及びSS濃度(その算出基礎を含む。)をいうものとし、処理過程とは、畜舎等から処理施設を通り放流されるまでの機構図(篩渣物及び余剰汚泥の処理方法を記載)をいうものとする。</p> <p>(b) 乾燥及び焼却 乾燥(焼却)機の能力とは、前処理として固液分離する場合にあつては、その固液分離機の能力も含めることとし、処理過程とは、畜舎等から乾燥(焼却)機を通り生成物の処理が終わるまでの機構図をいうものとする。</p>

選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
地還元する場合は、契約書の写し (c) 汚水浄化施設の能力、処理過程及び水の確保が明らかとなる書類 (d) 乾燥又は焼却の場合は、乾燥(焼却)機の能力及び処理過程が明らかとなる書類			

3 各事業に必要なもの

区 分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
I 馬の改良増殖推進事業 (2)重種種馬の導入	種馬管理規程	(ア) 1頭ごとのカラー写真 (イ) 1頭ごとの金額が明らかとなる領収書(未払分については請求書)の写し (ウ) 種畜証明書の写し(種雄馬の場合) (エ) 公益社団法人 日本馬事協会が発行する種馬登録証明書又は繁殖登録証明書	(ア) 品種、名号、特徴、毛色、生年月日、産地、購買地、購買月日及び購買価格が明らかとなる台帳 (イ) 請求書、領収書及び売買契約書 (ウ) 固定資産台帳 (エ) 登録証明書 (オ) 種畜証明書(種雄馬のみ) (カ) 種付及び繁殖成績一覧表	種馬導入費は、国内購買にあつては種馬購入費、市場手数料、輸送費、輸送保険料、購買旅費及び精液検査費、外国購買にあつては種馬購入費、輸送費、輸送保険料、検疫料、購買旅費及び精液検査費等とする。
(3) 重種種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業	(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県の馬産振興計画 (イ) 繁殖奨励金交付規程 (当該年から起算して3か年間の繁殖種雌馬の供用義務を科す)	(ア) 繁殖奨励金交付一覧表 (飼養者の氏名、住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録及び繁殖登録年月日・番号、導入年月日(導入の場合に記入)及び奨励金額を記載したもの) (イ) 飼養者が作成した重	(ア) 品種、名号、生年月日、購買年月日、購買価格及び繁殖成績が明らかとなる台帳 (イ) 飼養者一覧表、奨励金交付規程 (ウ) 1頭ごとのカラー写真(登録証明書に記載されている頭部及び肢部(四肢)の白徴が判る正面及び左横から撮影したもの) (エ) 飼養管理等の技術指導者の所属、氏名、年齢、経歴が明らかと	(ア) 技術指導者は、種雌馬に対する飼養管理等の指導を安定的かつ継続的に行える者とする。 (イ) 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。 (ウ) 当該年度から起算して3か年間、飼養者ごとの重種種雌馬飼養台帳を提出するものと



区 分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
	<p>規定を盛り込んだもの)</p> <p>(ウ) 飼養者が作成した当該年度から3か年間の重種種雌馬飼養計画書</p> <p>(エ) 飼養者が作成した重種種雌馬飼養台帳</p> <p>(オ) 繁殖奨励金交付予定一覧表 (飼養者の氏名、住所並びに対象馬の品種、名号、生年月日、導入予定年月日及び奨励金額を記載したもの)</p>	<p>重種種雌馬飼養台帳</p> <p>(ウ) 繁殖登録証明書の写し</p> <p>(エ) 売買契約書(又は譲渡証明書)の写し(既に繁殖登録を受けた種雌馬を導入した場合)</p> <p>(取引双方の氏名及び契約(又は譲渡)年月日が記載されているもの。)</p>	<p>なる書類</p> <p>(オ) 当該年度から起算して3か年間の飼養者ごとの重種種雌馬飼養台帳</p>	<p>する。</p> <p>(エ) 独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場から供給される純粋種は、対象外とする(市場取引馬を除く)。また、公益社団法人 日本馬事協会から借受けた重種種雌馬は、対象外とする。</p> <p>(オ) 1農家当たりの補助対象頭数は、1年度につき5頭以内とする。</p> <p>(カ) 本事業の補助対象は、1頭につき1回限りとする。</p> <p>(キ) 完了報告書に添付される飼養台帳における事業申請時点(当該年度前年度3月31日)と事業完了時点(当該年度12月31日)の飼養頭数を比較し、事業申請時点から増加した頭数を増頭数とする。</p> <p>(ク) 繁殖登録証明書に記載の飼養者に対して奨励金を交付するものとする。</p> <p>(ケ) 繁殖登録後に種雌馬を導入した場合には、売買契約書又は譲渡証明書に記載の買主又は譲受人に対して奨励金</p>

区 分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
				<p>を交付するものとする。</p> <p>(コ) 重種馬生産者支援体制強化費とは、事業実施主体となる団体に対して、重種馬生産者を支援し、重種馬の生産振興に資する活動支援を目的として交付する。</p>
② 導入貸付事業	<p>(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県の馬産振興計画</p> <p>(イ) 貸付規程 (貸付目的、飼養者(借受者)の資格、貸付期間、繁殖成績の報告義務に関する規定があるもの)</p> <p>(ウ) 貸付計画一覧表 (貸付予定飼養者の氏名・住所、貸付馬予定頭数が明らかなもの)</p>	<p>(ア) 導入貸付馬一覧表 (飼養者(借受者)の氏名・住所及び対象馬の品種、名号、生年月日、血統登録及び繁殖登録年月日・番号、導入年月日、貸付開始年月日、導入価格等を記載したもの)</p> <p>(イ) 飼養者(借受者)が作成した重種種雌馬飼養台帳</p> <p>(ウ) 繁殖登録証明書の写し</p>	<p>(ア) 貸付対象馬の品種、名号、生年月日、購買年月日、購買価格及び繁殖成績が明らかとなる書類</p> <p>(イ) 貸付対象馬の飼養者(借受者)一覧表、賃借契約書及び貸付規程</p> <p>(ウ) 貸付対象馬の1頭ごとのカラー写真 (登録証明書に記載されている頭部及び肢部(四肢)の白徴が判る正面及び左横から撮影したもの)</p> <p>(エ) 売買契約書、せり落伝票、請求書及び領収書</p> <p>(オ) 繁殖登録証明書</p> <p>(カ) 飼養管理等の技術指導者の所属、氏名、年齢、経歴が明らかとなる書類</p> <p>(キ) 当該年から起算して3か年間の飼養者(借受者)ごとの重種種雌馬飼養台帳</p>	<p>(ア) 技術指導者は、種雌馬に対する飼養管理等の指導を安定的かつ継続的に行える者とする。</p> <p>(イ) 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本輓系種は純粋種以外として扱う。</p> <p>(ウ) 独立行政法人 家畜改良センター十勝牧場から供給される純粋種は、対象外とする。</p> <p>(エ) 1農家当たりの貸付頭数は、1年度につき5頭以内とする。</p> <p>(オ) 本事業の補助対象は、1頭につき1回限りとする。</p> <p>(カ) 純粋種種雌馬導入費、重種種雌馬導入費及びばんえい競馬出走馬導入費は、種雌馬購入費、市場手数料、輸送</p>

区 分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
	(エ) 飼養者(借受者)が作成した当該年度から3か年間の重種種雌馬飼養計画書 (オ) 飼養者(借受者)が作成した重種種雌馬飼養台帳			費及び輸送保険料とする。 (キ) 重種馬生産者支援体制強化費についてはI(3)①(コ)と同じとする。
(4) 重種馬の繁殖奨励				
① 優良種雄馬繁殖奨励				
[種付奨励]	(ア) 事業実施主体候補者の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県の馬産振興計画 (イ) 種付奨励金交付規程 (ウ) 種雄馬種付状況一覧表 (対象馬の品種、名号、生年月日、繁殖登録年月日・番号、種付見込頭数及び種付料並びに飼養者の氏名・住所、対	(ア) 種雄馬種付状況一覧表 (対象馬の品種、名号、生年月日、繁殖登録年月日・番号、種付頭数及び種付料並びに飼養者の氏名・住所、対象馬の所有者名を記載したもの) (イ) 種付台帳の写し	(ア) 領収書等の奨励金を交付したことが明らかとなる書類 (イ) 種付台帳 (ウ) 協力農協に対して重種馬生産者支援体制強化費を交付したことが明らかとなる書類	(ア) 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、日本輓系種(各系種及び半血種を含む。以下同じ。)は純粋種以外として扱う。 (イ) 種付頭数要件を満たしている場合であっても、当該年の3月31日以前に死亡している種雄馬は補助対象外とする。 (ウ) 種畜証明書に記載の飼養者に対して奨励金を交付するものとする。 (エ) 種畜証明書に記載の飼養者と異なる者に対し、奨励金を交付する場合は、補助対象外とする。 (オ) 重種馬生産者支援体制強

区 分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
	<p>象馬の所有者 名を記載したも の)</p> <p>(エ) 種畜証明書(表・ 裏)の写し</p>			<p>化費とは、事業実施主体とな る団体及び事業実施のため 事業実施主体に協力して生 産者等からの申請等の取りま とめを行う農業協同組合等 に対して、重種馬生産者を支 援し、重種馬の生産振興に資 する活動支援を目的として交 付する。</p>
<p>② 子馬生産奨励</p> <p>[生産奨励]</p>	<p>(ア) 生産奨励金交付 規程</p>	<p>(ア) 生産者別生産状況一 覧表 (生産者の氏名・住所 並びに対象馬の品 種、名号、生年月日、 血統登録年月日・番 号及び奨励金額を記 載したもの)</p> <p>(イ) 登録証明書の写し</p>	<p>(ア) 領収書等の奨励金を交付したこ とが明らかとなる書類</p> <p>(イ) 協力農協に対して重種馬生産 者支援体制強化費を交付したこ とが明らかとなる書類</p>	<p>(ア) 双子を生産した場合の補助 対象は2頭とする。</p> <p>(イ) 登録証明書に記載の生産牧 場氏名の者に対して奨励金 を交付するものとする。</p> <p>(ウ) 登録証明書に記載の生産 牧場氏名の者と異なる者 に対し、奨励金を交付する 場合は、補助対象外とする。</p> <p>(エ) 後継者((イ)に記載の生産 牧場を経営継承し、重種馬 を飼養している者)に交付 する場合には、その旨を記 載すること。</p> <p>(オ) 重種馬生産者支援体制強 化費についてはI(4)①の(オ) と同じとする。</p>

区 分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
<p>③ 改良促進奨励</p> <p>[優良種雄馬改良促進奨励]</p> <p>[優良種雌馬改良促進奨励]</p>	<p>(ア) 優良種雄馬改良促進奨励金交付規程</p> <p>(イ) 優良種雌馬改良促進奨励金交付規程</p>	<p>(ア) 奨励金交付一覧表 (対象馬の品種、名号、生年月日、合格産駒の名号、飼養者の氏名・住所及び奨励金額を記載したもの)</p> <p>(イ) 奨励金交付対象者であることが確認できる書類</p>	<p>(ア) 領収書等の奨励金を交付したことが明らかとなる書類</p> <p>(イ) 協力農協に対して重種馬生産者支援体制強化費を交付したことが明らかとなる書類</p>	<p>(ア) 後継者(法定相続人であり財産を相続し、かつ重種馬を飼養している者)に交付する場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(イ) 雄馬の場合にあつては、血統登録時の種付証明書に記載の種付証明者に対して奨励金を交付するものとする。</p> <p>(ウ) 雌馬の場合にあつては、血統登録書の生産牧場氏名の者に対して奨励金を交付するものとする。</p> <p>(エ) 重種馬生産者支援体制強化費についてはI(4)①の(オ)と同じとする。</p>
<p>④ 生産技術指導</p>	<p>(ア) 指導奨励金の交付に係る規程</p> <p>(イ) 指導奨励金の交付を受ける者(以下「指導団体」という。)ごとに実施予定地区が明らかとなる一覧表</p>	<p>指導団体ごとに実施地区ごとの所要経費が明らかとなる一覧表</p>	<p>(ア) 都道府県馬産振興計画</p> <p>(イ) 指導団体の奨励金交付申請書、実績報告書</p> <p>(ウ) 指導団体に対して奨励金を交付したことが明らかとなる書類</p>	<p>(ア) 技術者講習会は、次のような内容とする。</p> <p>① 馬の飼養管理技術に関すること</p> <p>② 馬の繁殖技術に関すること</p> <p>③ 馬の特徴記載法・審査法に関すること</p> <p>④ 家畜のふん尿処理利用に</p>

区 分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
				<p>関すること</p> <p>⑤ 馬産の経営に関すること</p> <p>⑥ 馬の先進地の事例に関する こと</p> <p>(イ) 飼養者講習会は、次の内容 とする。</p> <p>① 馬の飼養管理技術に関する こと</p> <p>② 馬の繁殖技術に関すること</p> <p>③ 家畜のふん尿処理利用に 関すること</p> <p>④ 馬産の経営に関すること</p> <p>(ウ) 飼養者担い手研修会は、次 の内容とする。</p> <p>① 馬の飼養管理技術に関する こと</p> <p>② 馬の繁殖技術に関すること</p> <p>③ 馬の防疫衛生に関すること</p> <p>(エ) 指導奨励金交付規程を定 めるにあたっては、あらかじめ 協会と協議すること。</p> <p>(オ) 技術者講習会、飼養者講習 会又は担い手研修会を開催 する場合の指導奨励金の使 用基準は、次のとおりとす る。</p> <p>● 会議費</p>

区 分	選定申請書 添付書類	完了報告書 添付書類	帳簿等 保管書類	備 考
				<p>事前打合せのための会議費とし、研修会又講習会に係る会議費は指導奨励金の対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 会場借上料</li> <li>● 講師旅費、講師謝金</li> <li>● 講義用資料作成費</li> <li>● 講義用家畜借上料</li> </ul> <p>(注) 消耗品費及び通信運搬費は指導奨励金の対象としない。</p> <p>(注) 講義用資料作成費の報告にあたっては、実際に要したコピー代(資料枚数に受講者数を乗じたもの)も対象とする。</p>

### Ⅲ 選定申請書等作成上の必要事項

#### 1 選定申請書(様式第1号)について

(1) 「補助事業を必要とする理由」欄には、補助事業の実施により改善となる計画目標等を掲げた理由を記載すること。

(2) 「補助事業に要する経費の配分及び負担区分」欄には、次により記載すること。

ア 区分欄において、1事業で補助金の算出方法の異なるものは、その区分ごとに記載すること。

イ 補助金欄には、補助する団体名を記載し、金額を記載すること。

ウ 借入金がある場合には、借入先及び借入資金名(例えば、近代化資金、農協普通貸付)を備考欄に記載すること。

エ 借入金の担保状況欄には、補助事業によって設置する施設を担保に供する予定の場合はその旨を記載すること。

オ 仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、その金額を除いた額とし、備考欄に「除く税額」と記載した上で、減額した総額とそのうちの補助金相当分の金額を併せて記載すること。

カ 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含税額」と記載すること。

キ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と記載すること。

ク 選定申請書の提出から完了報告書の提出までの間にあつて、補助事業に要する経費の変更を伴う承認申請等を行う場合にあつては、変更後の経費について上記オ、カ、キに準じて記載すること。

(3) 「補助事業の実施場所」欄は、次により記載すること。

ア 補助事業により受益するもの(受益区域ごととする。)に分けて記載(例えば、○都道府県内、○県内、○市内、○郡○町村内と略記)すること。

イ 「補助事業の実施場所」欄には、次により記載すること。

区 分	補助事業の実施場所	土地、施設確保の状況
施設設置事業	設置場所を字名まで記載すること。  (注) 補助事業の実施場所が2地区にまたがる場合は、地区名をそれぞれ記載すること。	自己所有 ○○から借受済 ○○から借受予定 ○○から購入予定
I 馬の改良増殖推進事業 (3) 重種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業 (4) 重種馬の繁殖奨励	奨励金の対象となる飼養者の居住する市町村名を記載すること。	



I 馬の改良増殖推進事業 (3) 重種種雌馬の改良増殖推進 ② 導入貸付事業	飼養者(借受者)の居住 する市町村名を記載する こと。	
--	-----------------------------------	--

ウ 補助事業の実施場所が2か所以上の場合、それぞれの場所並びに土地及び施設確保の状況を記載し、「補助事業の内容及び所要経費」の各欄の備考欄にそれぞれの実施場所ごとの記号(補助事業の実施場所欄に記載した A、B、C 等の記号)を記載すること。

(4) 「補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標」欄は、次により記載すること。

ア 他団体が実施するものについては含めないこと。

イ 施設設置事業にあつては、前年度までに設置済み及び設置中のものを年度別に記載すること。

(5) 「補助事業の内容及び所要経費」欄は、以下の事業内容のものについては、次により記載すること。

施設を設置するもの

(経費見積書、平面図及びカタログと合致した内容を記載すること。)

ア 建物について

(a) 建物は、1棟ごとに記載し、数量欄には広さ(m<sup>2</sup>・小数点以下第1位までとし第2位以下は切り捨てること。)を記載すること。

(b) 金額欄には、本工事費、電気工事費、給排水工事費、ガス工事費、設計管理費及び諸経費等を含めた金額を記載すること。

(c) 建物内に目的の異なる部屋を設置するもの(例えば、牛舎内に管理人室、飼料庫、乾草置場、機械室等を設置する場合)については、備考欄にその名称及び広さを付記すること。

イ 構築物について(建物内に設置するものを含む。)

(a) 構築物の名称ごとに記載すること。

(b) 金額欄には本工事費、設計管理費及び諸経費等を含めた金額を記載すること。

ウ 機械器具及び設備について

(a) 機械器具の名称ごとに単価別に記載すること。

(b) 金額欄には本体の経費に据付費等を含めて記載すること。

(c) セットのな機械については、その内訳(機械名、台数、金額)を備考欄に記載すること。

(6) 「補助金振込先予定金融機関名」欄には、補助事業を申請する者が補助金の振込を予定している金融機関名・預金の種類(普通・当座)・口座番号・口座名義を記載する他、当該金融機関コード、本所(店)・支所(支店)コードも併せて記載すること。

なお、口座は当該団体名の口座であること。

## 2 変更承認申請書(様式第2号)について

- (1) 「補助事業に要する経費の配分及び負担区分」欄には、交付決定通知に記載の内容を( )書きで上段に、変更しようとする部分を下段に記載すること。
- (2) 「補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画」欄は変更点が明確になるよう記載すること。
- (3) 「補助事業の内容及び所要経費」欄は申請書と同じ方法により記載すること。(交付決定通知に記載の内容を( )書きで上段に、変更しようとする部分を下段に記載すること。)

## 3 延期承認申請書(様式第3号)について

「補助事業の内容、所要経費及び延期期間」欄は当初完了月日を実線で、延期後の完了月日を点線で示し、当初完了月日までの見込み事業量を百分率で記載すること。

## 4 完了報告書(様式第6号)について

- (1) 「補助事業に要した経費の配分及び負担区分」欄には、次により記載すること。
  - ア 上段の( )には当該補助事業年度における交付の決定額を、下段には実績額をそれぞれ記載すること。
  - イ 仕入れに係る消費税等相当額が明らかとなり、これを補助金額から減額して報告する場合には、備考欄に「除く税額」と記載した上で、減額した総額とそのうちの補助金相当分の金額を併せて記載すること。
  - ウ 仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額とし、備考欄に「含税額」と記載すること。
  - エ 消費税及び地方消費税仕入控除の適用を受けない場合は、備考欄に「税該当なし」と記載すること。
- (2) 「補助事業及び補助事業に関連する事業の実施状況」欄には、次のア又はイのいずれか一方を記載すること。
  - ア 補助事業選定申請書(変更承認申請書)と比較して変更がない場合には、その旨を記載すること。
  - イ 補助事業選定申請書(変更承認申請書)と比較して変更があった場合には、申請書と同じ方法により記載するとともに、変更点が明確になるようにすること。
- (3) 「補助事業の内容及び所要経費」欄は、交付決定通知の内容を参考に、備考欄には支出内容等を具体的且つ詳細に記載すること。

(交付の決定通知書で必ず設置することと指定した施設以外の施設であって、いずれかの施設の設置を取り止めた場合には、備考欄にその理由を具体的に記載すること。)

## 5 個別評価結果等報告書(様式第7号)について

- (1) 「事業の概要」には、選定申請書及び完了報告書の内容と整合性を図り、記載すること。

- (2) 「事業の評価」には、選定申請書に記載した当該計画目標に対する成果指標(事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果。現状の何がどの様になるのか、どの様な効果(利益)が生まれるのか)及び直接指標(事業を実施することによって直接的に提供されるサービス及び情報、開発される技術や作成される資料、実施される研修会などが明らかとなるよう記載すること。
- (3) 「事業の支障となっている事項及び改善事項」には、当該補助事業を実施する上で支障となった事項及び当該支障事項を改善する(した)具体的内容をそれぞれ記載すること。
- (4) 「都道府県又は中央団体による意見」には、当該補助事業の実施状況を踏まえ、都道府県又は中央団体の見解(評価)を記載すること。
- (5) 「特記事項」には、上記(1)～(3)に記載した以外の事項について、特に記載すべき事項がある場合にのみ記載すること。

参考資料  
(事業別選定申請書)

I 馬の改良増殖推進事業 (3) 重種種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業 ② 導入貸付事業 (4) 重種馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励 ② 子馬生産奨励 ③ 改良促進奨励
--

様式第1号

〇〇年度畜産振興事業選定申請書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地  
 名称  
 代表者氏名

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうへはこの補助事業に係る補助金〇,〇〇〇円の交付方よろしく願いいたします。

なお、補助金の交付の決定のうへは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしたがって補助事業を実施することを誓約いたします。

記

1 事業実施主体の内容

- (1) 設立年月日 年 月 日
- (2) 組合又は会の区域
- (3) 組合員又は会員数 ( 年 月 日現在)

2 補助事業名

3 補助事業を必要とする理由

- (1) 管内における補助事業に関する家畜、畜産物の生産状況と今後の計画  
 (全国の区域に亘って行う事業を除く。)

畜種	品種	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			備考	
		戸数	飼養頭数	生産量	戸数	飼養頭数	生産量	戸数	飼養頭数	生産量	戸数	飼養頭数	生産量	戸数	飼養頭数	生産量	戸数	飼養頭数	生産量		

(注)年度欄は当該事業実施期間とすること。

- (2) 補助を必要とする理由

4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協 会	(都道府県)						
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

5 補助事業の完了期日            〇〇年〇〇月〇〇日

6 補助事業の実施場所

事業別選定申請書	I 馬の改良増殖推進事業 (3) 重種種雌馬の改良増殖推進 ① 奨励金交付事業
----------	---

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 成果指標(注 1)

管内の飼養状況及び計画・目標

項目	単位	基準値 (令和〇年度) <sup>注 2</sup>	当該年度目標 <sup>注 3</sup>	中長期目標 (令和〇年度) <sup>注 4</sup>	検証 データ等 <sup>注 5</sup>
戸数	戸				
繁殖雌馬頭数	頭				
生産頭数	頭				

(2) 上記指標を成果指標として設定した理由

(3) 実施計画(注 6)

(4) 直接指標(注 7)

項目	単位	基準値 (令和〇年度) <sup>注 2</sup>	当該年度目標 <sup>注 3</sup>	最終年度目標 (令和〇年度) <sup>注 8</sup>	検証 データ等 <sup>注 5</sup>
<sup>注 9</sup> 導入 純粋種雌馬	頭				
	自家保留	頭			
純粋種以外	導入	頭			
	自家保留	頭			
ばんえい競馬 出走種雌馬	導入	頭			
	自家保留	頭			

参考

<sup>注 10</sup>	年度	補助対象	現存 頭数	異動の理由 <sup>注 11</sup>
過去における 補助対象馬の状況	〇〇年度	頭	頭	
	〇〇年度	頭	頭	
	〇〇年度	頭	頭	
計		頭	頭	

- (注) 1 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。
- 2 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。
- 3 当該年度末時点の目標値を記載すること。
- 4 当該補助事業の事業実施期間の最終年の飼養目標を記載すること。
- 5 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。
- 6 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。
- 7 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。
- 8 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。
- 9 純粋種とはペルシジョン種、フルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。
- 10 過去3年間の補助実績を記載すること。
- 11 現存しない補助対象馬について、異動の理由を1頭ごとに記載すること。

## 8 補助事業の内容及び所要経費

区 分		頭数	単 価	金 額	備 考	
種雌馬 奨励費	純粋種	導 入	頭	円	円	
		自家保留	頭	円	円	
	(a)				円	
	純粋種以外	導 入	頭	円	円	
		自家保留	頭	円	円	
	(b)				円	
	ばんえい競馬出走馬	導 入	頭	円	円	
		自家保留	頭	円	円	
	(c)				円	
	計	導 入	頭		円	
		自家保留	頭		円	
	奨励費加算額 (増頭数 1 頭あたり 100,000 円) (d)		頭	円	円	
小計(a+b+c+d)				円		
重種馬生産者支援体制強化費 (500,000 円 以内) (e)				円		
合計(a+b+c+d+e)				円		

## 9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇〇)  
 普通・当座 口座 No 〇〇〇〇〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇〇〇(フリガナ)

## 10 添付書類 (上記Ⅱ添付書類等を参照)



事業別選定申請書	I 馬の改良増殖推進事業 (3) 重種雌馬の改良増殖推進 ② 導入貸付事業
----------	---

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 成果指標(注 1)

管内の飼養状況及び計画・目標

項目	単位	基準値 (令和〇年度) <sup>注 2</sup>	当該年度目標 <sup>注 3</sup>	中長期目標 (令和〇年度) <sup>注 4</sup>	検証 データ等 <sup>注 5</sup>
戸数	戸				
繁殖雌馬頭数	頭				
生産頭数	頭				

(2) 上記指標を成果指標として設定した理由

(3) 実施計画(注 6)

(4) 直接指標(注 7)

項目	単位	基準値 (令和〇年度) <sup>注 2</sup>	当該年度目標 <sup>注 3</sup>	最終年度目標 <sup>注 8</sup> (令和〇年度)	検証 データ等 <sup>注 5</sup>
純粋種 <sup>注 9</sup>	頭				
純粋種以外	頭				
ばんえい出走馬	頭				

参考

過去における 補助対象馬の状況 <sup>注 10</sup>	年度	補助対象	現存 頭数	異動の理由 <sup>注 11</sup>
	〇〇年度	頭	頭	
	〇〇年度	頭	頭	
	〇〇年度	頭	頭	
計		頭	頭	

- (注) 1 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。  
 2 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。  
 3 当該年度末時点の目標値を記載すること。  
 4 当該補助事業の事業実施期間の最終年の飼養目標を記載すること。  
 5 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。  
 6 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。  
 7 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。  
 8 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。  
 9 純粋種とはペルシェロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本鞍系種は純粋種以外として扱う。  
 10 過去 3 年間の補助実績を記載すること。  
 11 現存しない補助対象馬について、異動の理由を 1 頭ごとに記載すること。

8 補助事業の内容及び所要経費

	品種	頭数	購入費	市場 手数料	輸送費	輸送 保険料	計	備 考
種雌馬 導入費	純粋種(a)	頭	円	円	円	円	円	
	純粋種以外(b)	頭	円	円	円	円	円	
	ばんえい出走馬(c)	頭	円	円	円	円	円	
	小計(a+b+c)	頭	円	円	円	円	円	
重種馬生産者支援体制強化費(500,000円以内)(d)							円	
合計(a+b+c+d)							円	

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇)  
 普通・当座 口座 No 〇〇〇〇〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇〇〇(フリガナ)

10 添付書類 (上記Ⅱ添付書類等を参照)

事業別選定申請書	I 馬の改良増殖推進事業 (4) 重種馬の繁殖奨励 ① 優良種雄馬繁殖奨励
----------	---

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 成果指標(注 1)

管内の飼養状況及び計画・目標

項目 <sup>注2</sup> 飼養状況		単位	基準値 <sup>注3</sup> (令和○年度)	当該年度目標 <sup>注4</sup>	中長期目標 <sup>注5</sup> (令和○年度)	検証 <sup>注6</sup> データ等
種雄馬頭数	純粋種	頭				
	純粋種以外	頭				
注7,8 種付頭数	純粋種	頭				
	純粋種以外	頭				

(2) 上記指標を成果指標として設定した理由

(3) 実施計画(注 9)

(4) 直接指標(注 10)

項目 種雄馬の品種		単位	基準値 <sup>注3</sup> (令和○年度)	当該年度目標 <sup>注4</sup>	最終年度目標 <sup>注11</sup> (令和○年度)	検証 <sup>注6</sup> データ等
純粋種		頭				
		頭				
純粋種以外		頭				
		頭				

(注) 1 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

2 純粋種とはベルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本輓系種は純粋種以外として扱う。

3 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。

4 当該年度末時点の目標値を記載すること。

5 当該補助事業の事業実施期間の最終年の飼養目標を記載する。

6 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。

7 種付頭数の「純粋種」欄は、[純粋種♂×♂と同種の純粋種♀]の場合の種付頭数を記載すること。

8 種付頭数欄には、1月から12月までの頭数を記載すること。

9 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。

10 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的な数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

11 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。

## 8 補助事業の内容及び所要経費

区分	種雄馬の品種 <small>注1</small>	頭数	単価	金額	備考
種付奨励費	<small>注2</small> 純粋種	頭	円	円	
		頭	円	円	
		小計(a)	頭	—	円
	純粋種以外	頭	円	円	
		頭	円	円	
		小計(b)	頭	—	円
小計(a+b)		頭	—	円	
重種馬生産者支援体制強化費	事業実施主体候補者・交付対象予定の協力農協			金額	備考
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
	小計(c)		団体		円
合計(a+b+c)				円	

(注)1 種雄馬の品種欄については、品種ごとに記載すること。

2 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本輓系種は純粋種以外として扱う。

## 9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○○) ○○○支店(支店コード○○○)  
 普通・当座 口座 No ○○○○号 口座名義 ○○○○○○(フリガナ)

## 10 添付書類（上記Ⅱ添付書類等を参照）

事業別選定申請書	I 馬の改良増殖推進事業 (4) 重種馬の繁殖奨励 ② 子馬生産奨励
----------	--

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 成果指標(注 1)

管内の飼養状況及び計画・目標

項目 飼養状況		注 2 単位	注 3 基準値 (令和○年度)	注 4 当該年度目標	注 5 中長期目標 (令和○年度)	注 6 検証 データ等
純粋種	注 7 種雌馬頭数	頭				
	注 8 生産頭数	頭				
純粋種以外	種雌馬頭数	頭				
	生産頭数	頭				

(2) 上記指標を成果指標として設定した理由

(3) 実施計画(注 9)

(4) 直接指標(注 10)

項目	単位	注 3 基準値 (令和○年度)	注 4 当該年度目標	注 11 最終年度目標 (令和○年度)	注 6 検証 データ等
生産頭数	頭				

(注) 1 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

2 純粋種とはペルシュロン種、ブルトン種及びベルジアン種をいい、各系種及び日本挽系種は純粋種以外として扱う。

3 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。

4 当該年度末時点の目標値を記載すること。

5 当該補助事業の事業実施期間の最終年の飼養目標を記載する。

6 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。

7 種雌馬頭数欄は、申請時管内において種付可能な頭数を記載すること。

8 生産頭数欄には、1月から12月までの頭数を記載すること。

9 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。

10 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的な数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

11 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。

8 補助事業の内容及び所要経費

区分	頭数	単価	金額	備考
生産奨励費	頭	円	円	
重種馬生産者支援体制強化費	事業実施主体候補者・ 交付対象予定の協力農協		金額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	小計	団体	円	
	合計			円

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇)

普通・当座 口座 No 〇〇〇〇〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇〇〇(フリガナ)

10 添付書類 (上記Ⅱ添付書類等を参照)

事業別選定申請書	I 馬の改良増殖推進事業 (4) 重種馬の繁殖奨励 ③ 改良促進奨励 優良種雄馬改良促進
----------	--

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 成果指標(注 1)

管内の飼養状況及び計画・目標

項目 飼養状況	単位	基準値 <sup>注2</sup> (令和○年度)	当該年度目標 <sup>注3</sup>	中長期目標 <sup>注4</sup> (令和○年度)	検証 <sup>注5</sup> データ等
種雄馬頭数	頭				
種付頭数 <sup>注6</sup>	頭				

(2) 上記指標を成果指標として設定した理由

(3) 実施計画(注 7)

(4) 直接指標(注 8)

項目	単位	基準値 <sup>注2</sup> (令和○年度)	当該年度目標 <sup>注3</sup>	最終年度目標 <sup>注9</sup> (令和○年度)	検証 <sup>注5</sup> データ等
生産頭数	頭				

- (注) 1 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。
- 2 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。
- 3 当該年度末時点の目標値を記載すること。
- 4 当該補助事業の事業実施期間の最終年の飼養目標を記載する。
- 5 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。
- 6 種付頭数欄には、1月から12月までの頭数を記載すること。
- 7 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。
- 8 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的な数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。
- 9 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。

8 補助事業の内容及び所要経費

区分	頭数	単 価	金 額	備 考
優良種雄馬 改良促進奨励費	頭	円	円	
重種馬生産者支援体制強化費	事業実施主体候補者・交付対象予定の協力農協		金 額	備 考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	小計		団体	円
合計			円	

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇)

普通・当座 口座 No 〇〇〇〇〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇〇〇(フリガナ)

10 添付書類 (上記Ⅱ添付書類等を参照)



事業別選定申請書	I 馬の改良増殖推進事業 (4) 重種馬の繁殖奨励 ③ 改良促進奨励 優良種雌馬改良促進
----------	--

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 成果指標(注 1)

管内の飼養状況及び計画・目標

項目 飼養状況	単位	基準値 <sup>注2</sup> (令和○年度)	当該年度目標 <sup>注3</sup>	中長期目標 <sup>注4</sup> (令和○年度)	検証 <sup>注5</sup> データ等
種雌馬頭数	頭				
生産頭数 <sup>注6</sup>	頭				

(2) 上記指標を成果指標として設定した理由

(3) 実施計画(注 7)

(4) 直接指標(注 8)

項目	単位	基準値 <sup>注2</sup> (令和○年度)	当該年度目標 <sup>注3</sup>	最終年度目標 <sup>注9</sup> (令和○年度)	検証 <sup>注5</sup> データ等
生産頭数	頭				

(注) 1 事業の実施によって最終的(将来的)に達成すべき成果(アウトカム)を指標とすること。可能であれば(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

2 初年度の事業開始前の数値(直近の値)を記載すること。

3 当該年度末時点の目標値を記載すること。

4 当該補助事業の事業実施期間の最終年の飼養目標を記載する。

5 基準値や目標の根拠となったデータについて記載すること。

6 1月から12月までの頭数を記載すること。

7 事業の区分(事業における取り組みの柱立て)ごとに、当該年度の実施計画を具体的に記載すること。

8 事業の実施によって直接的に提供されるサービス、情報、開発される技術、実施される研修会等の具体的な数値(アウトプット)を指標とし、(3)実施計画の区分ごとに対応する項目を設定すること。

9 事業期間における最終年度末時点の目標値を記載すること。

8 補助事業の内容及び所要経費

区分	頭数	単価	金額	備考
改良優良促進奨励費 優良种雌馬	頭	円	円	
重種馬生産者支援体制強化費	事業実施主体候補者・交付対象予定の協力農協		金額	備考
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
	小計		団体	円
合計			円	

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名〇〇〇(金融機関コード〇〇〇〇) 〇〇〇支店(支店コード〇〇〇)

普通・当座 口座 No 〇〇〇〇〇〇〇〇号 口座名義 〇〇〇〇〇〇(フリガナ)

10 添付書類 (上記Ⅱ添付書類等を参照)

事業別選定申請書	Ⅱ 畜産経営技術指導事業 (1) 地域畜産支援指導等体制強化
----------	-----------------------------------

様式第1号

〇〇年度畜産振興事業選定申請書

年 月 日

地方競馬全国協会理事長 〇〇〇〇 殿

〒所在地  
名称  
代表者氏名

〇〇年度において下記のとおり事業を実施したいので、畜産振興事業補助実施要綱第5条第1項の規定により補助事業の選定の申請をいたします。また、選定のうえはこの補助事業に係る補助金〇,〇〇〇円の交付方よろしくお願ひいたします。

なお、補助金の交付の決定のうえは、同要綱の各規定及び特に付された条件等にしたがって補助事業を実施することを誓約いたします。

記

- 1 事業実施主体の内容
  - (1) 設立年月日                      年 月 日
  - (2) 組合又は会の区域
  - (3) 組合員又は会員数      ( 年 月 日現在)

2 補助事業名

3 補助事業を必要とする理由

4 補助事業に要する経費の配分及び負担区分

区分	補助事業に 要する経費	補 助 金			自己 資金	借入金	寄付 その他	借入金の 担保状況	備考
		協 会	(都道府県)						
	円	円	円	円	円	円	円		
計									

5 補助事業の完了予定期日      年 月 日

6 補助事業の実施場所

事業別選定申請書	<b>Ⅱ 畜産経営技術指導事業</b> <b>(1) 地域畜産支援指導等体制強化</b> 都道府県の支援を受ける事業実施主体用
----------	---

7 補助事業及び補助事業に関連する事業の実施計画・目標

(1) 実施計画

事業区分(注)		主な事業の内容 (活動時期、場所、活動に要する人員等を記載のこと)
ア	畜産経営の支援体制の強化を図る事業	
イ	地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための事業	
ウ	馬事普及啓発の推進体制の強化を図る事業	

(注) 補助事業の要件に掲げる事業ごとに記載すること。

(2) 目標

① 管内の飼養頭羽数

畜種	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度(計画目標)		備考
	戸数	飼養頭羽数(頭・千羽)	戸数	飼養頭羽数(頭・千羽)	戸数	飼養頭羽数(頭・千羽)	戸数	飼養頭羽数(頭・千羽)	
肉用牛									
乳用牛									〇年度未調査(乳用牛)
豚									〇年度未調査(豚)
採卵鶏									計画目標未策定 (採卵・肉用鶏)
肉用鶏									
合計		—		—		—		—	

② 畜産経営の支援体制

区分	〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		〇〇年度		備考
	人数	従事日数	人数	従事日数	人数	従事日数	人数	従事日数	
総括畜産 コンサルタント									
畜産 コンサルタント									
非常勤畜産コン サルタント団員数									
地域相談員									

区分	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	令和〇〇年度	備考
指導件数					
研修会・講習会 開催日数					
参加人数					

8 補助事業の内容及び所要経費

事業区分(注)	要する経費	内 訳
ア 畜産経営の支援体制の強化を図る事業		
イ 地域畜産の活性化、安全かつ安定的な食の提供に資するための事業		
ウ 馬事普及啓発の推進体制の強化を図る事業		
合計(ア～ウ)		

(注) 上記7の実施計画に掲げる事業の所要経費を事業ごとに記載すること。

9 補助金振込先予定金融機関名

金融機関名○○○(金融機関コード○○○○) ○○○支店(支店コード○○○)  
 普通・当座 口座 No.○○○○○○○○号 口座名義 ○○○○○○(フリガナ)

10 添付書類 (上記Ⅱ添付書類等を参照)